

事務連絡

令和4年4月28日

各 

都道府県
市区町村

 児童福祉主管課（室）御中

厚生労働省子ども家庭局総務課  
低所得子育て世帯特別給付金業務室  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
母子家庭等自立支援室

### 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の実施の決定について

児童福祉行政の推進につきましては、日頃より種々ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議。以下「令和4年度緊急対策」という。）において、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（児童一人当たり一律5万円。以下「令和4年度給付金」という。）をプッシュ型で給付することが盛り込まれました。そのための予備費2,043億円（令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金）の支出については、同月28日に閣議決定されたところです。

令和3年度においても、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」（令和3年3月16日 新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議）に基づき、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（以下「令和3年度給付金」という。）を実施いただきました。

令和4年度給付金については、その案の概要については本事務連絡3ページ目のおりであり、時点修正を除き令和3年度給付金の概要と同様のものとなっています。また、その詳細については、低所得のひとり親世帯を対象とするもの及びその他の低所得の子育て世帯を対象とするもののいずれも、令和3年度給付金と同様のものとする方向で検討しているところです。今後早急に検討を進め、詳細が決まり次第順次その内容をお示しさせていただく予定ですので、引き続きよろしく願いいたします。

(照会先)

※その他低所得の子育て世帯向け給付金関係

厚生労働省子ども家庭局総務課

低所得子育て世帯特別給付金業務室

TEL : 03-5253-1111 (4623, 4625)

E-mail : kosodatekyuufu@mhlw. go. jp

※低所得のひとり親世帯向け給付金関係

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

母子家庭等自立支援室

TEL : 03-5253-1111 (4889)

E-mail : jidou-fuyou@mhlw. go. jp

# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

- ◎ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

## (1) 支給対象者

- ① **児童扶養手当受給者等**（低所得のひとり親世帯）
- ② **①以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯**  
（その他低所得の子育て世帯）  
※②の対象となる児童の範囲は①と同じ  
（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））

## (3) 実施主体

低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）  
及び福祉事務所設置町村  
その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）

## (5) 予算額

2,043億円（事業費1,889億円、事務費154億円）  
※令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

## (6) スケジュール

- ① 低所得のひとり親世帯：令和4年4月分の**児童扶養手当受給者**について、可能な限り6月までに支給（**申請不要**）  
※ **直近で収入が減少した世帯等**についても、可能な限り速やかに支給（**要申請**）
- ② その他低所得の子育て世帯：令和4年4月分の**児童手当又は特別児童扶養手当の受給者**で、**令和4年度分の住民税均等割が非課税**である者について、課税情報が判明したのち、可能な限り速やかに支給（**申請不要**）  
※上記以外の者のうち、対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（例：**高校生のみ養育世帯**）や**直近で収入が減少した世帯等**についても、可能な限り速やかに支給（**要申請**）

## (2) 給付額

児童一人当たり一律 **5万円**

## (4) 費用

全額国庫負担（10/10）  
※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担